

前橋市創業センター（外部）利用規約

本規約は、一般社団法人前橋起業支援センター（以下、「運営者」といいます。）が管理・運営する施設「前橋市創業センター」（以下、「施設」といいます。）の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

【施設概要】

（所在地・連絡先）

〒371-0022 前橋市千代田町2-7-10

電話027-289-9666 FAX027-289-9665

Email:mbic@chic.ocn.ne.jp

（貸出スペース）

1階チャレンジショップ<店舗・厨房>

3階会議室

4階セミナーホール

4階ものづくりラボ

（利用料金）

別紙の通り

（利用申込）

利用希望日の3ヶ月前から7日前までの期間に予約を受付けます。

所定の申込用紙を運営者へ提出してください。利用許可は書面で回答します。

（事務室の営業時間）

午前9：00から午後5：00

ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く

（利用可能時間）

原則として事務室の営業時間内（時間外の利用については運営者にご相談ください）

（管理・運営者団体）

一般社団法人前橋起業支援センター 電話 027-221-2500

1. 運営目的

起業家の育成施設を設置することで、起業家の事業成長を図るほか、起業家が集う起業拠点を中心市街地に設けることで、新たなにぎわいを創出し、地域経済の活性化と発展を図るものとします。

2. 利用登録

本施設を利用できる者は、運営者へ「前橋市創業センター利用者登録」を申請し登録された団体または個人とします。ただし、実際の使用についてはその都度事前予約を行い運営者の許可を受けなければなりません。

3. 利用目的

本施設は次の目的のために利用できます。

- ① 前橋市で新たに事業を行おうとする創業予定者と、創業後5年未満の法人・個人事業主、第二創業を目指す者のための研修・会合・ビジネスマッチングなどの事業。
- ② 前橋市及び運営者が適当と認めた事業。

利用者は本施設の運営主旨を理解し、他の利用者や入居者との協調・協力のもと施設の安全な維持管理に努めてください。

4. 本施設への入退室

利用者は、入退館時には必ず1階の事務室で受付をしてください。

事前準備、後片付け清掃等は、申請した利用時間内に行ってください。

6. 利用上の注意について

利用者は各スペースの注意事項の他に次の事項を遵守してください。

- ① 指定された場所を除き建物内は禁煙です。
- ② 利用後は必ず照明、エアコン、換気扇の電源を切り退出してください。
- ③ トイレ等の照明は極力消灯に努めてください。
- ④ 廊下等は荷物・資料等で占拠しないでください。
- ⑤ 特に共有スペースは整理整頓し、衛生的な環境の確保に努めてください。
- ⑤ 郵便物、宅配便等の対応については各自で行ってください。

7. 残置物の処理

利用者が施設内に搬入した物品は、利用後必ず持ち帰ってください。

万一残置物があった場合は、運営者が撤去処分等を行い、その費用は利用者が負担します。また、この撤去処分等によって利用者にかんする損害が発生しても、運営者は一切その責を負いません。

8. 清掃、ごみの処理について

利用スペースの清掃、ごみの処理は各自で行ってください。

9. 利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止

入居者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利を第三者に譲渡・転貸、当該権利に担保を設定する等一切の処分行為をすることはできません。入居者は、運営者の文書による承諾を得ずに本施設を賃貸、使用貸借、その他理由のいかんを問わず第三者に利用させることはできません。

10. 利用者の責務

利用者は、次の事項を遵守してください。

- ① 利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって本施設及び什器備品を利用してください。
- ② 利用者は、運営者の定める利用規約および個別の指示、関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者、来訪者等に対しても遵守させてください。
- ③ 利用者は、運営者と連結・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する秩序維持に努め利用者同士での整理・案内誘導、作業員等関係者の管理・調整、また盗難・事故防止等を行ってください。
- ④ 不測の災害や事故等に備え、本施設のご利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者、来訪者等に対して事前に説明しておいてください。
- ⑤ 利用者は、自己の責任と負担において必要な損害賠償保険、傷害保険などに加入してください。
- ⑥ 利用者は、利用規約に定める本施設の管理運営上危険な行為、その他本施設の他の利用者等に迷惑を与える行為は行わないでください。
- ⑦ インターネットをご利用される場合、パソコン等の不具合、データの消去・漏えい等に対するセキュリティ対策を利用者の責任により行ってください。
- ⑧ その他本施設のご利用に関しては、運営者、または運営者の委託元（前橋市）の指示に従ってください。
- ⑨ 本施設は、起業家育成支援施設であることを十分にご理解のうえ、施設の利用にあたっては、ふさわしい身なりやマナーを心がけてください。

11. 利用の制限

次の各号に該当する場合は、ご利用をお断りいたします。

- ① 本施設の設置目的を逸脱または本施設の品位を損なうおそれがあると認められるとき。

- ② 運営者に対する提出書類等に虚偽の記載があるとき。
- ③ 本施設にかかる法令の規定に反するとき。
- ④ 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 集団的にまたは常習的に暴力等不法行為を行うおそれがある組織の利用、またはその組織との関係を有すると認められるとき。(反社会的勢力に該当するとき。)
- ⑥ 本施設の他の利用者等に不都合または支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- ⑦ 本施設または設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ⑧ 本施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- ⑨ 法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失ったとき。
- ⑩ 盲導犬以外のペット、灯油火薬等の危険物、その他騒音や臭気等のおそれのある物品の施設への持ち込みは一切禁止します。
- ⑪ その他、運営者が不相当であると認めたとき。

1 2. 利用の中止

次の各号に該当する場合には、本施設の利用中であっても、利用の中止等をさせていただきます。なお、その結果、利用者に損害が生じる場合があっても、運営者は一切の責任を負いません。

- ① 前記「1 0. 利用者の責務」の各号のいずれかに違反すると認められたとき。
- ② 前記「1 1. 利用の制限」の各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- ③ 本施設の利用に際し、法令に定める関係官公庁への届出を怠り、その指示に従わないとき。
- ④ 天災地変その他の不可抗力によって本施設の利用ができなくなったとき。
- ⑤ 本施設の管理・運営上、利用が不相当となるやむを得ない事由が生じたとき。
- ⑥ 利用規約に反する行為があったとき。
- ⑦ その他本規約に定める事項に違反したとき。

1 3. 物品の搬出入上の注意

利用者が本施設に大掛かりな物品を搬出入する場合は、運営者と事前に内容を相談のうえ、その指示に従って実施してください。物品の搬出入時等の利用施設、備品および付帯設備等を汚損・破損するおそれのある場合は、運営者の指示に従い利用者の責任と費用負担で必ず床面・壁面を養生してください。

1 4. 立ち入り

運営者または運営者の指定する者は、利用者が本施設を利用中であっても本施設に立ち入り、本施設を点検し、必要であれば、適正な処置を講じることができます。

1 5. 損害賠償

利用者あるいは利用者の使用人、作業員等関係者、来訪者等が本施設およびその設備・備品を毀損、汚損、紛失等を行い、本施設もしくは本施設の他の利用者等に損害を与えた場合、また管理運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、ただちに運営者に連絡してください。この場合、利用者は運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

その他、運営者の定める利用規約および施設利用に関する運営者との協議事項に違反した結果、運営者または本施設の他の利用者等に損害を与えた場合 運営者、および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

16. 免責

- ① 前記「12. 利用の中止」に定める事由により、利用の中止をした場合、利用者がこれにより損害を受けても運営者はその損害を賠償する責任を負いません。
- ② 不測の事故、天災地変および官公署の命令・指導などにより、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責任を負いません。
- ⑥ 運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害については、その責任を負いません。
- ④ 本施設の機材・設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合でも運営者は損失補償をいたしません。
- ⑦ インターネットを利用してパソコン等に不具合や、データの消去・漏えい等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責任を負いません。

17. 関係官公庁等への届出

本施設の利用に際して必要な法令に定められた関係官公庁への届出および許可申請等や関係機関への届出等は、入居者の責任と負担で行ってください。

18. 利用規約の変更

当利用規約は運営者の判断をもって、随時内容を改正していきます。改正後の利用規約につきましては運営者から入居者に対して通知いたします。

19. 準拠法等

当利用規約については日本国法を準拠法とし、本施設の利用に関する訴訟等については前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

20. 施設運営について

運営者は、施設の運営のために次の各号のとおり情報等を運用いたします。

- ① 施設の運営に必要な入居者の個人情報を含めた情報は、委託元である前橋市に提供されます。
- ② 施設の宣伝や事業周知等のために撮影された利用者の画像等の使用権利は全て運営者に帰属します。

2 1. 運営者への委託元

前橋市大手町2丁目12-1

前橋市 産業経済部 産業政策課

前橋市創業センター担当 電話 027-898-6983

FAX 027-224-1188

E-mail kougyou@city.maebashi.gunma.jp

2015年11月15日施行

利用料金表 1

(単位：円)

部屋名	料金徴収	午前(9:00~12:00)	午後(13:00~17:00)
会議室 1	有り	800	1,000
	無し	400	500
会議室 2	有り	800	1,000
	無し	400	500
ホール	有り	3,200	4,000
	無し	1,600	2,000

利用料金表 2

(単位：円)

利用区分	利用方法	夜間利用	利用料金 (円)		
			1~10 日間	11~20 日間	21 日~31 日間
テナント	物販 カルチャー 等	無し	2,000×日	20,000 +1,500×日	35,000 +1,000×日
		保証金	5,000	10,000	15,000
		有り	3,000×日	30,000 +2,500×日	55,000 +2,000×日
		保証金	5,000	10,000	15,000
	イベント	無し	2,000×日		
		保証金	5,000		
		有り	3,000×日		
		保証金	5,000		
テナント +厨房	使用内容 (汚損 小)	無し	5,000×日	50,000 +3,000×日	8,000 +1,500×日
		保証金	10,000	15,000	20,000
		有り	6,000×日	60,000 +4,000×日	100,000 +2,500×日
		保証金	10,000	15,000	20,000
	使用内容 (汚損 大)	無し	5,000×日	50,000 +3,000×日	8,000 +1,500×日
		保証金	30,000	40,000	50,000
		有り	6,000×日	60,000 +4,000×日	100,000 +2,500×日
		保証金	30,000	40,000	50,000

※汚損小と汚損大については、利用方法によって管理者が判断いたします。

利用する日数ごとの金額については、料金表 2-2 のとおり。

